

## 犬山市新体育館建設検討委員会設置要綱

(目的)

第1条 犬山市新体育館の建設にあたり、円滑かつ効率的な建設促進を図るため、犬山市新体育館建設検討委員会(以下「委員会」という。)を設置する。

(所掌事務)

第2条 委員会は、犬山市新体育館に係る次の事項について調査及び検討を行う。

- (1) 建設用地の選定に関すること。
- (2) 施設の規模及び機能に関すること。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、教育長が必要と認める事項。

(組織)

第3条 委員会は、委員15人以内をもって組織する。

2 委員は次の各号に掲げる者のうちから教育委員会が委嘱する。

- (1) 関係団体の役職員または当該団体の推薦を受けた者
- (2) 識見を有する者

3 専門的な事項を検討するために、必要に応じて委員会にアドバイザーを置くことができる。

(任期)

第4条 委員の任期は、委嘱の日から第2条に掲げる事務が完了する日までとする。

(委員長及び副委員長)

第5条 委員会に委員長及び副委員長を置く。

2 委員長及び副委員長は、委員の互選によって定める。

3 委員長は、会務を総理する。

4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会の会議(以下「会議」という。)は、必要に応じて委員長が招集し、委員長がその議長となる。

2 会議は、委員の過半数以上が出席しなければ開くことができない。

3 会議の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

4 委員長は、必要に応じて委員以外の者を委員会に参加させ、説明又は意見を聞くことができる。

(報告)

第7条 委員会は、調査及び検討した事項を教育委員会に報告する。

(庶務)

第8条 委員会の庶務は、社会教育課において処理する。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附 則

この要綱は、平成22年6月1日から施行する。